

茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における
鉾田市利子補給金交付要項

（趣旨）

第1条 市長は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害（以下「大雨及び台風2号災害」という。）並びに令和5年台風第13号に伴う災害（以下「台風13号災害」という。）により被害を受けた中小企業者の復興を支援するため、茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）（以下「融資」という。）を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については鉾田市等補助金等交付規則（平成17年鉾田市規則第37号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（利子補給金の交付対象者）

第2条 この要項における利子補給金の交付対象者は、融資を受けた中小企業者であって、鉾市内に事業所を有する者とする。

（利子補給率）

第3条 利子補給の要件及び利子補給率は、次の表のとおりとする。

要件	利子補給率
ア 大雨及び台風2号災害又は台風13号災害に起因した被害について市町村長の罹災証明等を受けた者	10/10
イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた地域で事業を営んでおり、大雨及び台風2号災害又は台風13号災害による影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることについて、市町村長の認定を受けた者	金融機関ごとに、融資利用者当たりの融資金の額（融資が複数ある場合は合計額をいう。以下同じ。）のうち1,000万円以内の部分 10/10 それ以外の部分 1/2

（利子補給の期間）

第4条 利子補給の期間は、融資を受けた日から3年後の応答月の約定日までとする。

（利子補給金の額）

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日（初年度は融資を受けた日）から12月31日までの期間（以下「利子計算期間」という。）につき、金融機関に支払った利子（遅延損害金を除く。）に第3条に規定する利子補給率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における銚田市利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付すべきものと認めた場合には、交付の決定をし、茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における銚田市利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付の決定及び通知は、利子計算期間ごとに行うものとする。
- 3 市長は前2項の規定により交付の決定をしたときは、利子補給金を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条第1項の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る申請内容に変更が生じたときは、茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における銚田市利子補給金内容変更届書（様式第3号）に当該変更に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付の取消し等)

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消し、及び既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資金を借入れの目的以外の目的に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により融資を受けたとき
- (3) 融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
- (4) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (5) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

付 則

(施行日)

この要項は、令和5年12月26日から施行し、令和5年7月3日以降の融資実行分から適用する。

様式第1号（第6条関係）

茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における
 銚田市利子補給金交付申請書

令和 年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所又は所在地	
氏名又は名称 代表者印 <small>（法人にあっては商号及び代表者の氏名）</small>	㊟
電話番号	

茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）における銚田市利子補給金交付要項第6条の規定により、令和__年__月から令和__年__年__月__日までの分の利子補給金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請に当たっては、茨城県、銚田市及び融資を受けた金融機関の間で、利子補給金の交付のために必要な情報の交換をすることに同意します。

また、申請後に申請書記載の内容に変更が生じた場合、速やかに報告します。

記

1 借入資金名 <small>（該当する項目に○を付けてください。）</small>	茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）						
	要件ア			要件イ			
2 借入額	円						
3 融資実行日	年 月 日						
4 借入期間	年 月 日 から			年 月 日 まで			
5 災害対策融資の返済口座 <small>（※利子補給金の支払先は返済口座と同一の口座になります。）</small>							
金融機関名							
本・支店名							
預金種別 <small>（該当する項目に○を付けてください。）</small>	普通			当座			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義							

※上記記載内容に漏れや誤りがある場合、利子補給金の支払ができないことがあります。